

# 巻頭言

## 橋本道夫先生を偲ぶ

### ～公害・環境対策そして国際協力に捧げた生涯～



NPO法人環境文明21 顧問 加藤 三郎

旧厚生省の環境衛生局に公害課という小さな課が誕生し、橋本道夫先生が初代の課長に就任したのは昭和39(1964)年4月のことである。私はその2年後に新米の課員となり、先生の下で公務員生活をスタートし、沢山のことを学んだ。先生が亡くなられてから今年で10年になったが、時間が経つにつれ、先生のお人柄や偉大さがしきりに思い出されるようになってきた。限られたスペースであるが、先生のご奮闘振りの一端を偲んでみたい。

#### 1. 高潔な人柄、幅の広さと全力投球

橋本先生についてまず思い出すことは、その高潔な人柄。これは、父親と兄を公衆衛生の学徒に持ち、自らも公衆衛生を学び医師であることを終生心の奥にとめていたことも、その理由のひとつかもしれない。また、子供の時からクリスチャンでもあって、多分、家庭の雰囲気とともに信仰もおおのずと先生の人格の骨格をなしていたのだと思う。

先生が公衆衛生分野の専門家から本格的に公害対策に移った昭和39年当時は、公害対策ではイデオロギーが大きな役割を果たしていた時代であった。すなわち、利益の追求に走る資本主義なればこそ公害が発生するが、社会主義、共産主義の世の中になれば公害など発生しない、といった主張が、当時の新聞論調や知識層の間では大きな力を持っていたが、橋本先生は、このようなイデオロギーとは不思議なくらい無縁であった。少なくとも私は、その種のイデオロギー論議を先生から聞いたことはない。

役所は、やれ事務官だ、技官だ、さらには同じ技官でも医系だ工学系だと、人事面で小派閥が作られており、派閥間のポスト争いのようなものが結構あるが、橋本先生はそうしたものから無縁で、衛生工学出身の私であろうと誰であろうと、凡そ区別したことはなかった。それは何故だろうかと考えてみると、若い時にハーバードで公衆衛生を学んだ時に、医者だけでなく、経済、都市計画、土木、交通、その他様々な専門家と当たり前のよう接した古き良き時代のアメリカ体験が

あったと思える。多分、先生は、公害対策を進めるためには様々な分野の専門家を結集しなければとてもできない、と思っていたのかもしれない。

全力投球といえば、先生は常に職員がほとんど来ていない早朝に出勤し、一人タイプライターに向かってカードに様々な書き込みをしていたのを思い出す。橋本先生のカードシステムは、当時の課員はみな注目していたが、カード一枚一枚に様々なデータや数値を書き込んで、国会だろうが記者会見であろうが、常に持ち歩いていたのが忘れられない。先生の著書、『私史環境行政』などを読むと、日付とか名前とか細かいことも含めて次々と出てくるが、おそらく早朝出勤によるカードシステムが、後年の著作にも威力を発揮したのではないだろうか。

先生は、公害課長という職に6年余も留まった。霞が関広しといえども本省の同じ課長ポストに6年余も留まったのは先生くらいではなかろうか。文字通り、余人をもって代えがたい人事だったと言える。

#### 2. 橋本先生ならではの施策

在職中に、先生ならではの施策を次々と打ち出した。それを一つ一つ言い出したらキリがないが、5点だけここでは紹介しておく。その一つが、公害課長就任の翌年となる昭和40年、「公害防止事業団」を創設したことである。今、公害防止事業団のことを知っている人は少ないと思うが、この頃の日本では、産業公害対策に非常に大きな役割を果たした。つまり、企業に大気汚染・水質汚濁などの公害対策を進めさせるためには、当時は銀行の金利が高かったので、政府が設立した事業団からの低利融資が、中小企業のみならず大企業にとっても大きな効果を現した。その他に同事業団は、緑地帯の造成や中小企業向けの公害防止施設整備を自ら行った。このように、厳しい規制だけでなく、政府による財政・金融面での支援が大きな役割を果たしたが、それを担ったのが公害防止事業団であり、先生は、当時の通産省と一緒に、新設されたばかりの課の仕事の手始めに事業団創りに取り組んだ。

二つ目は、何と言っても公害対策基本法の制定である。橋本先生が公害課長に就任する前に、大気汚染に対してはばい煙規制法が、水質汚濁に対しては工場排水規制法などの水質二法が制定されていたが、いずれもザル法の誹りを受けていた。公害対策を体系的に統合的に進めるためには、どうしても柱となる基本法が必要だという認識が高まり、昭和40年に厚生省に公害審議会を設け、そこで議論をしてもらって、公害対策基本法づくりにつながったわけである。紆余曲折を経て、この法律は昭和42年夏に成立したが、その中身として、公害の定義、環境基準、公害防止計画、さらに紛争処理や救済なども含め、当時としては極めて体系だった基本法であった。先生は、この基本法づくりに約3年の時間をかけて大奮闘されたのである。この法律も、構造からいって、公衆衛生の専門家だけではとてもできなかったものを、有識者はもとより、省内の幅広い人材を活用して出来上がった法律といえる。

三つ目は、昭和43年5月8日の「イタイイタイ病に関する厚生省見解」の発表である。イタイイタイ病は、富山県の神通川下流の水田地帯で発生した病気であるが、その原因については医学関係者の間でも様々に議論されていた。厚生省としても地道な調査を行った上で、イタイイタイ病の原因究明に留まらず、将来の対策も含めて、公害行政としての立場と責任を明確に述べたものだ。これも、橋本課長の奮闘により、当時の園田直 厚生大臣の勇氣ある決断を引き出し、厚生省見解として取りまとまった。この後、当時、水質問題を担当していた宮沢喜一経済企画庁長官から、水俣病についても厚生省見解を出してほしいと厚生大臣が依頼を受け、公害病として政府の認定を約4か月後に得る事案となったものである。

四つ目は、公害対策基本法の中に被害者の救済制度を盛りこんだことである。実際、先生はその後、環境保健部長となって被害者救済制度を実施することとなったが、医学をバックとした橋本先生らしい立派な仕事であったと思う。しかも、役人として制度を実施するだけでなく、公害被害の患者との間で、時には荒々しく対決しても人間的な交流を欠かさなかったことは、いかにも先生らしい。

そして五つ目は、NO<sub>2</sub>の環境基準の改訂問題である。これは、NO<sub>2</sub>の大気汚染のそれ以前の基準があまりに厳しかったので、橋本先生が大気保全局長となったときに、科学と行政の現実とを合わせるべく、環境基準の改訂をあえて実施したものである。これは形の上だけ見れば、NO<sub>2</sub>に関する環境基準を改悪したということで、マスコミや患者団体からの厳しい批判にさらされたが、先生はその批判にも拘わらず、最新・最良の科学的知見をもとに基準の改訂を断行した。そのこと

について、先生は『私史環境行政』の中で次のように回想している。

「私にとってはNO<sub>2</sub>の判断条件、指針、環境基準の改訂は単に大気保全局長としての役職に在任中に扱った仕事というだけでなく、大学を卒業してからの公衆衛生と、大気保全に取り組み始めてからの公害とその健康被害をめぐるすべての経験・研究を結集して、役職と、専門職業人としての生命と、個人の名誉のすべてをかけて、精根をこめたやり甲斐のある、行政官としての最後の悔いのない仕事であった。」と。

この改訂の後、先生は官僚人生にピリオドを打ち、筑波大学の社会医学系教授へと転身され、官を離れ研究者・教育者として国際協力に存分に活躍した。

### 3. 国際性

橋本先生を知る人の多くが思い出すのは、その国際性である。阪大で公衆衛生を学んだ後、大阪府下の保健所に勤務した折り、幸運にもハーバード大学大学院で公衆衛生を学ぶ機会を与えられたのだが、それが先生の国際性のきっかけであろうと思っていた。しかし『私史環境行政』を読むとそれ以前に、大阪に進駐軍がやってきた時に、愛犬が取り持つ縁で米軍人と心のこもった交流を持ち、肌の色や言葉が違って人と人との豊かな交流ができることを体験したという素地があったことを知る事が出来る。

先生の国際性は、現役の行政官の時も、それ以降のWHO、OECD、JICAなどでも如何なく発揮された。浜中裕徳さんや竹本和彦さんを始めとし、環境省に国際的な能力を持つ人が沢山揃ってきたが、いずれも橋本先生やその門下生の背中を見ながら、せめて英語くらいはきちんと使いこなせなければ始まらないことを身に染みた人たちが国際性を身に着けたと思う。この国際性は、1988年にIPCCが設立されると、影響を検討する第2作業部会で、先生は副議長に選ばれ、そのことが縁となって、西岡秀三氏や故 森田恒幸氏などのIPCCにおける存分の活躍の場を開拓したともいえる。橋本先生ご本人はUNEPからグローバル500賞という大変名誉ある賞を受賞しているし、そのような活躍をバックにOECCの初代理事長に就任され、基盤を作られたのはいうまでもない。

このように橋本道夫先生の足跡のほんの一部を見ただけでも、高度経済成長時代に遭遇した日本の公害対策の最先端に立ち、幅広い視野をもって対策の体系づくりに尽力し、先生に続く沢山の人材を育ててくれたと言える。私は、この時期の日本の行政に橋本道夫先生が現れてくれたことを、本当によかったとしみじみと思い返している。